

## 資料編

1 . 用語の解説 -----	31
2 . 耐震改修促進法の概要 -----	35
3 . 国の基本方針の概要 -----	36
4 . 地震被害想定	
( 1 ) 東南海・南海地震 -----	37
( 2 ) 生駒断層帯地震 -----	39
( 3 ) 上町断層帯地震 -----	41
5 . 近畿圏(大阪府周辺)の活断層図 -----	43
6 . 特定建築物の耐震診断結果による耐震性を満たす割合 -----	44
7 . 緊急交通路 -----	45



## 1.用語の解説

### あ 行

#### 生駒断層帯地震

大阪平野と生駒山地との境界付近を南北に通る活断層帯で、北は大阪府枚方市付近から本市を経て羽曳野市付近までの約3.8km、断層の線はやや北北東-南南西方向に近い南北方向に長くなっています。断層の東側が隆起、西側が沈降する逆断層と考えられており、今後30年間に0～0.1%の確率で発生するとされています。

#### 上町断層帯地震

上町断層帯は、大阪府豊中市から大阪市を経て岸和田市に至る断層帯で、長さ約4.2km、ほぼ南北方向に延びています。断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層で、今後30年間に2～3%の確率で発生するとされています。

### か 行

#### 危険物関係特定建築物

耐震改修促進法第6条第2号に規定し、危険物の種類に応じ、一定規模の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物。

#### 緊急交通路

災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の輸送等を迅速かつ的確に実施するためにあらかじめ大阪府地域防災計画及び八尾市地域防災計画で位置づけられている道路で、広域緊急交通路及び地域緊急交通路があります。路線名、路線図は、本資料編P45～P47を参照。

#### 緊急輸送道路沿道特定建築物

耐震改修促進法第6条第3号に規定し、地震によって道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物で、耐震改修促進法施行令第4条に規定する要件に該当する建築物。

#### 建築物の耐震改修の促進に関する法律

阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成7年12月25日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)」が施行され、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることとされました。

さらに、平成17年11月7日に改正耐震改修促進法が公布され、平成18年1月26日に施行された。大規模地震に備えて学校や病院などの建築物や住宅の耐震診断・改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の作成が都道府県に義務づけられ、市町村は市町村耐震改修促進計画を策定する努力義務が課せられました。

## さ 行

### 指示対象

耐震改修促進法第7条第2項に規定する地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして、一定規模以上の特定建築物の所有者に、特定行政庁（八尾市）が、耐震診断又は耐震改修に関する必要な指示をすることができます。

### 地震防災マップ

「地震に対する揺れやすさマップ」(地盤の状況とそこで起こりうる地震の両面から、地域の揺れやすさを一般的になじみのある『震度』により評価したマップ)や「地域の危険度マップ」(建築物の構造等の地域の社会的なデータを重ね、地震により引き起こされる被害をより具体的にわかりやすく表したマップ)に避難場所や避難道路等の地域の防災情報を重ねた地図の総称です。

### 住宅・土地統計調査

我が国の住宅に関する最も基礎的な統計調査。住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目的に、総務省(旧総務庁)統計局が5年ごとに実施しています。

## た 行

### 耐震改修

現行の耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替え又は敷地の整備（擁壁の補強など）を行うことです。

### 耐震基準（旧耐震・新耐震）

現在の耐震基準は、旧来の基準を抜本的に見直され、昭和56年6月に施行されたもので、それまでの基準を「旧耐震基準」、それ以降の基準を「新耐震基準」と呼んでいます。

新耐震基準では、中規模地震（震度5強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、きわめて稀にしか発生しない大規模な地震（震度6強から震度7程度）に対しても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目安としています。

## 耐震診断

一次診断は、柱や壁の断面積量、配置バランス、老朽化の進行度合いにより耐震性を判定します。

二次診断は、構造解析を行ない、柱、壁の強度、配置バランス、老朽化の進行度合いを詳細に分析し、耐震性能を判定します

三次診断は、構造解析を行ない、柱、梁、壁の強度、配置バランス、老朽化の進行度合いを詳細に分析し、耐震性能を判定します。

通常は、二次診断で耐震性能を判定します。

1981年(昭和56年)以前の旧耐震基準で設計された建築物は、設計法が異なるため、現在の基準に基づいた検証では耐震性を正しく把握することが困難です。このため、耐震診断では柱や壁の強度を計算し、建築物の強度や粘りに加え、その形状や経年状況を考慮したものを構造耐震指標(Is値)として耐震性を判定しています。

耐震指標は、過去の地震被害の研究から、診断の結果、耐震指標であるIs値が0.6以上ある建築物は、震度6強程度の大地震に対しても、建築物が倒壊や崩壊する危険性は低いと考えられています。

## 多数の者が利用する特定建築物

多数の者が利用する特定建築物：耐震改修促進法第6条第1号に規定する学校、病院、百貨店、事務所等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物です。

## 誰でもできるわが家の耐震診断

木造住宅の耐震診断・耐震改修を推進するため、住宅の所有者、居住者が簡単に行える診断方法。住宅の所有者等が自ら診断することにより、耐震に関する意識の向上・知識の習得ができるように配慮されており、より専門的な診断へつなげられるように、財団法人日本建築防災協会が作成しています。

## 中央防災会議

内閣の重要政策に関する会議の一つとして、内閣総理大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の代表者及び学識経験者により構成されており、防災基本計画の作成や、防災に関する重要事項の審議等を行っています。

## 直下型地震

被害を起こす地震には、プレート境界型(海溝型)地震と直下型(活断層による)地震に大きく分けられ、地震の型としてよく用いられています。海溝型地震はプレート境界面で発生する地震を指していることが多く、直下型地震は人の住む都市の直下など内陸部の活断層によって発生する比較的浅い地震で、被害と直結するような地震を総称して直下型地震といっています。

## 出前講座

市民が参加する集会等に、市町村の職員等が出向いて、希望のテーマについて行政の施策や事業などを説明、意見交換等を行う。行政に対する理解を得るとともに、コミュニケーションを図り行政の施策に生かしていこうとするものです。

## 東南海・南海地震

「東南海地震」とは、遠州灘西部から紀伊半島南端までの地域で発生する地震のことで、「南海地震」とは、紀伊半島から四国沖で起こる地震のことをいいます。東南海・南海地震は、これまで過去に100～150年間隔で繰り返し発生しており、今世紀前半に発生する可能性が高いと予想されています。

## 特定建築物

特定建築物：耐震改修促進法第6条に規定され、多数の者が利用する特定建築物（一号）、危険物関係特定建築物（二号）、緊急輸送道路沿道特定建築物（三号）をいいます。

は 行

## 防災ベッド

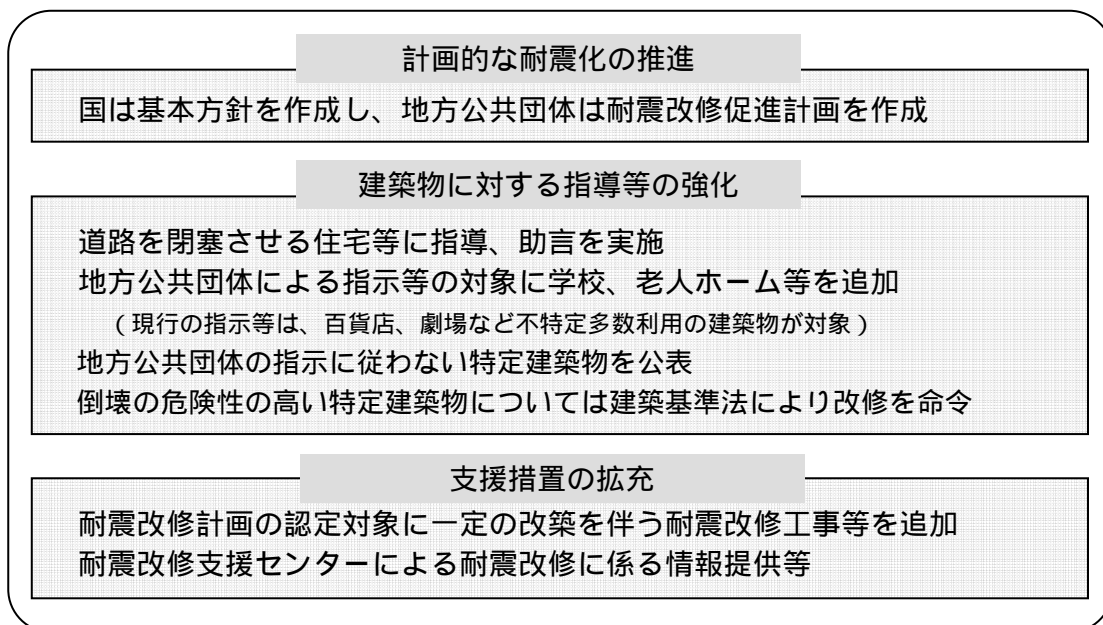
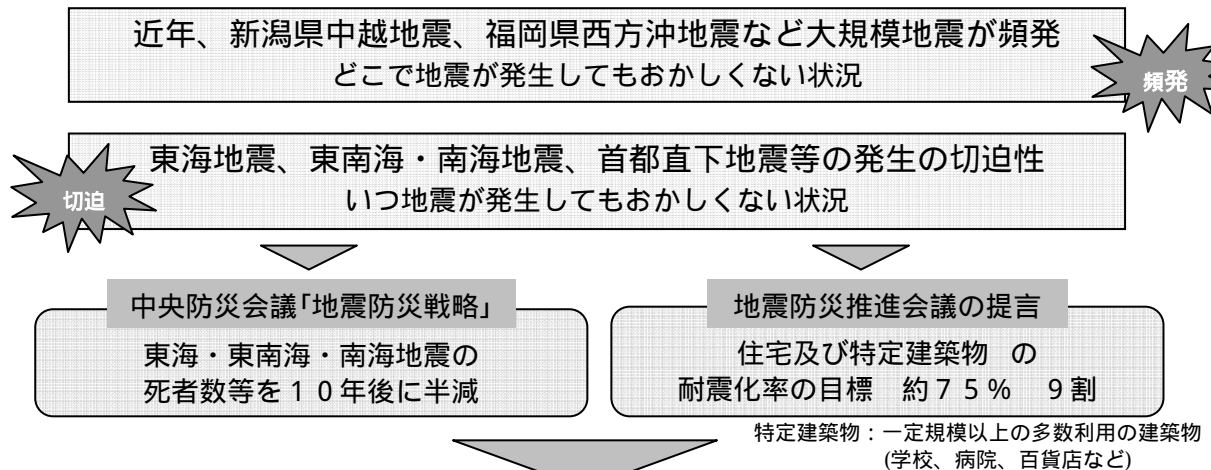
就寝中に地震により家屋が倒壊しても、生命を守ることができる安全な空間を確保することを目的とした、鋼製の防護フレーム等が取り付けられているベッド。

や 行

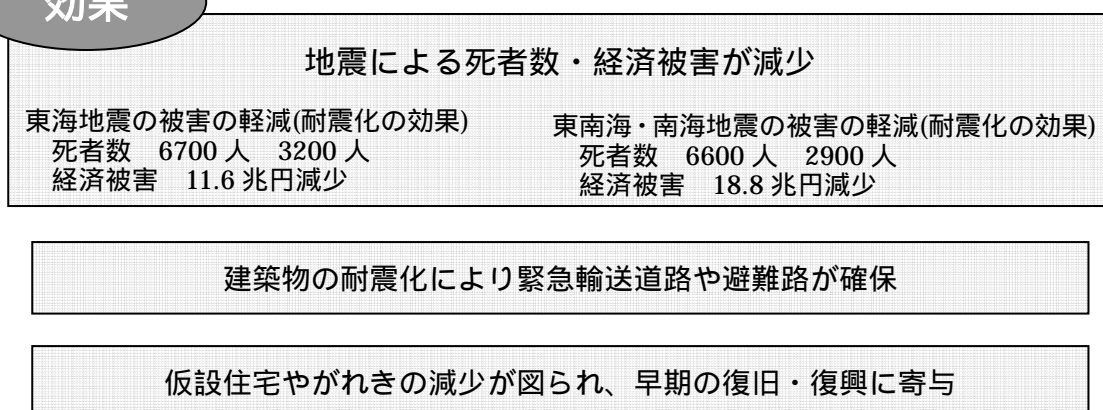
## 八尾市地域防災計画

災害対策基本法に基づいて作成された、市民の生命・財産を守るために取るべき災害対策を規定するための計画のことで、防災に関し、府、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めています。

## 2. 耐震改修促進法の概要



## 効果



## 国土交通大臣による基本方針の概要

### 1 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

住宅・建築物の所有者等が、自らの問題・地域の問題として意識をもって取り組むことが不可欠。国及び地方公共団体は、こうした取り組みをできる限り支援。

公共建築物については、災害時の機能確保の観点からも強力に耐震化。

所管行政庁は、すべての特定建築物に対して指導・助言を実施（するよう努める）。

また、指導に従わない一定規模以上の建築物については指示を行い、指示にも従わない場合はその旨を公表。さらに、著しく危険性が高い建築物については建築基準法に基づく勧告や命令を実施。

ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井等の落下防止対策、地震時のエレベータ内の閉じ込め防止対策についても推進。

### 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

住宅及び特定建築物の耐震化率について、それぞれ、現状の75%を、平成27年までに少なくとも9割にすることを目標。（この間に、住宅の耐震改修は約100万戸、特定建築物の耐震改修は約3万棟の実施が必要）

また、耐震診断については、耐震化率の目標達成のため、少なくとも、住宅は5年間で約100万戸、10年間で約150～200万戸、特定建築物は5年間で約3万棟、10年間で約5万棟の実施が必要。

### 3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断・改修のための技術指針を提示。

建築物の敷地の規定を新たに追加。

### 4 啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

地震防災マップ等を活用した情報提供、町内会等を通じた啓発・普及等を推進。

### 5 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項等

都道府県耐震改修促進計画を速やかに作成。

耐震改修等の目標を策定。特に学校、病院、庁舎等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断の速やかな実施及び結果を公表するとともに耐震化の目標を設定。地震発生時に通行を確保すべき道路として、緊急輸送道路、避難路等を記載。特に緊急輸送道路のうち、災害時の拠点施設を連絡する道路で、災害時に重要な道路については、平成27年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として記載。

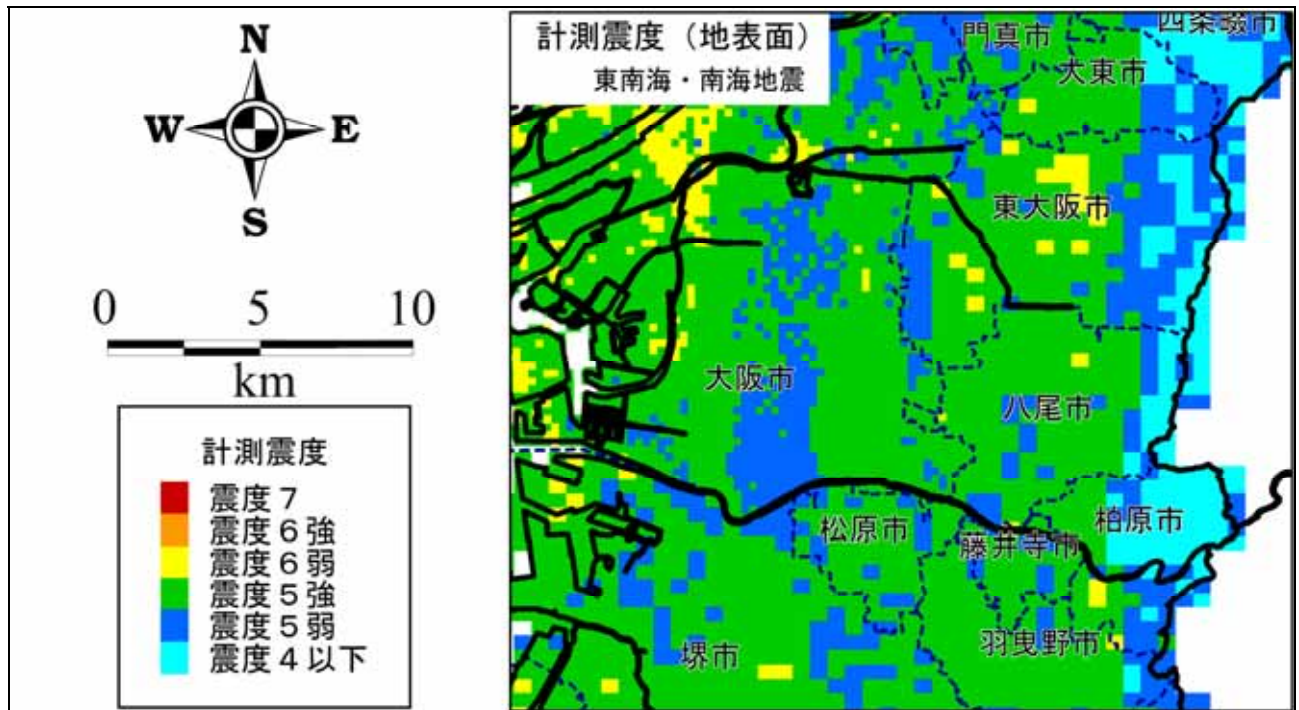
所有者等に対する助成制度、詳細な地震防災マップの公表、相談窓口の設置、パンフレットの配布、情報提供、講習会の開催、啓発・普及、町内会等の取り組み支援等に係る事業について記載。

すべての市町村において耐震改修促進計画を策定することが望ましい。内容は都道府県計画に準ずるものとし、地域固有の状況を考慮して策定。

#### 4. 地震被害想定

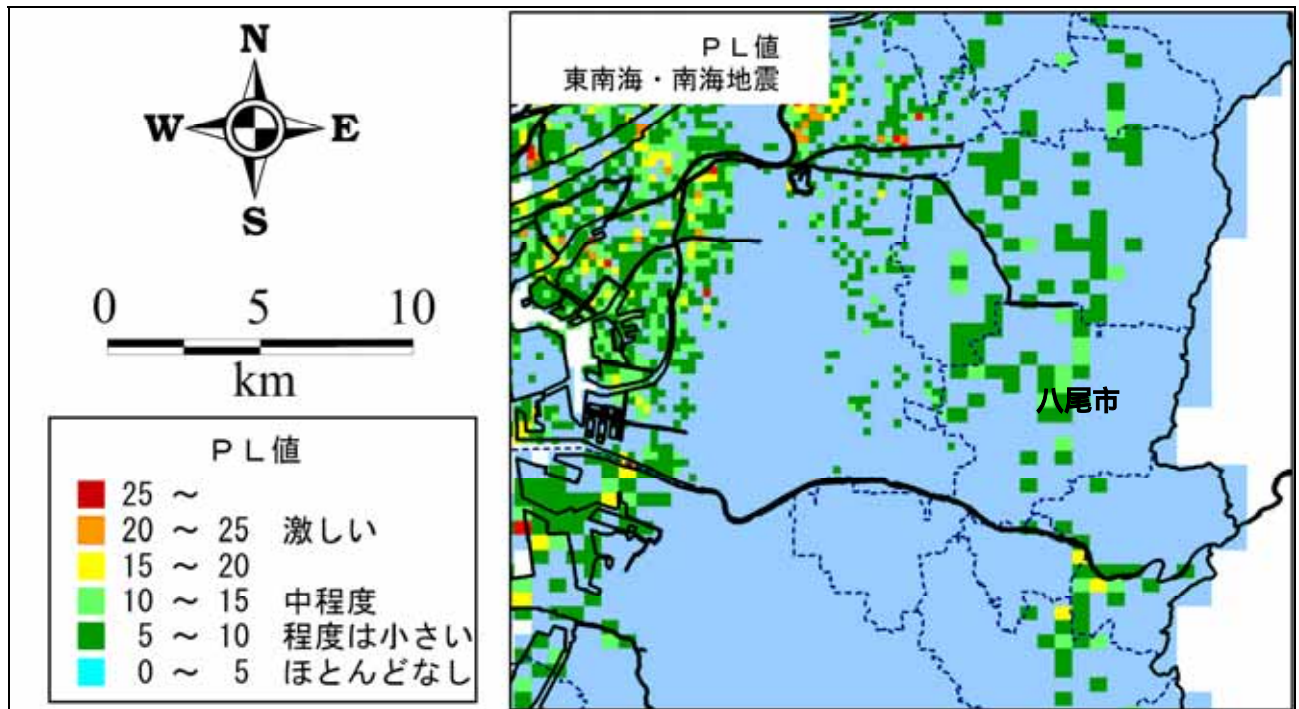
(1) 東南海・南海地震

計測震度



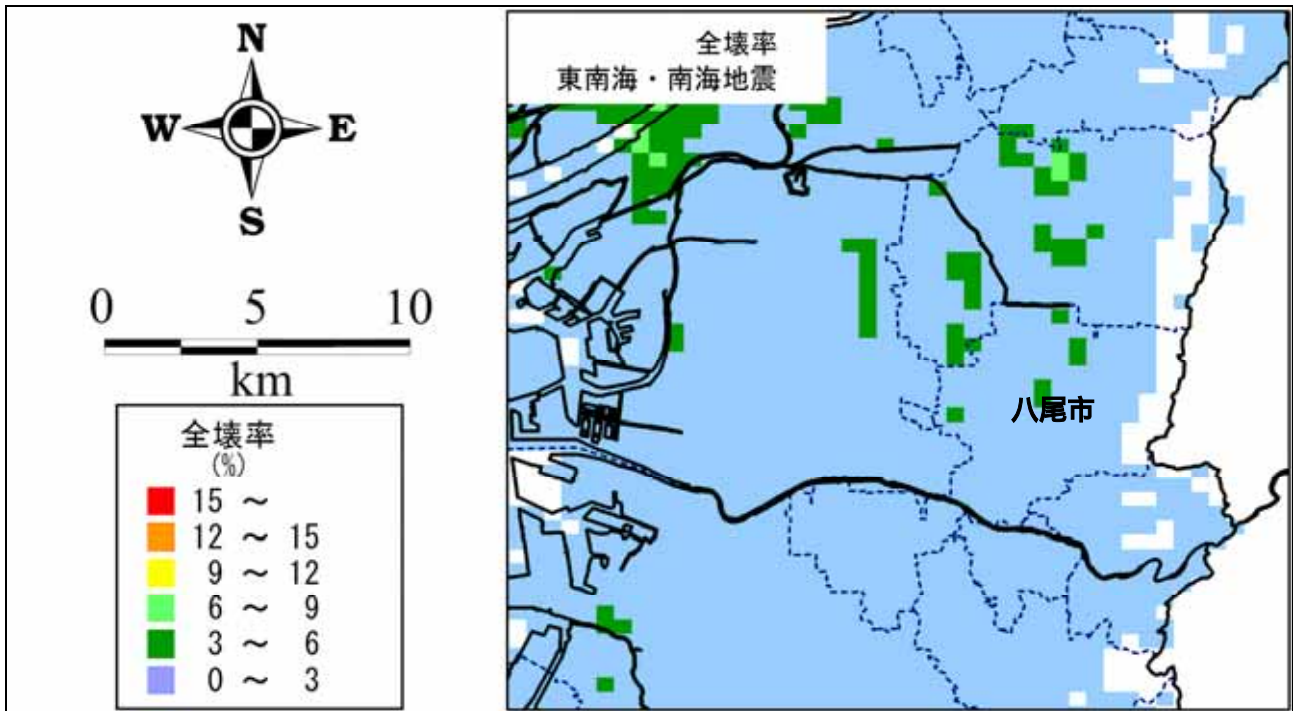
(「大阪府自然災害総合防災対策検討報告書」(平成 19 年 3 月)より)

液状化の状況



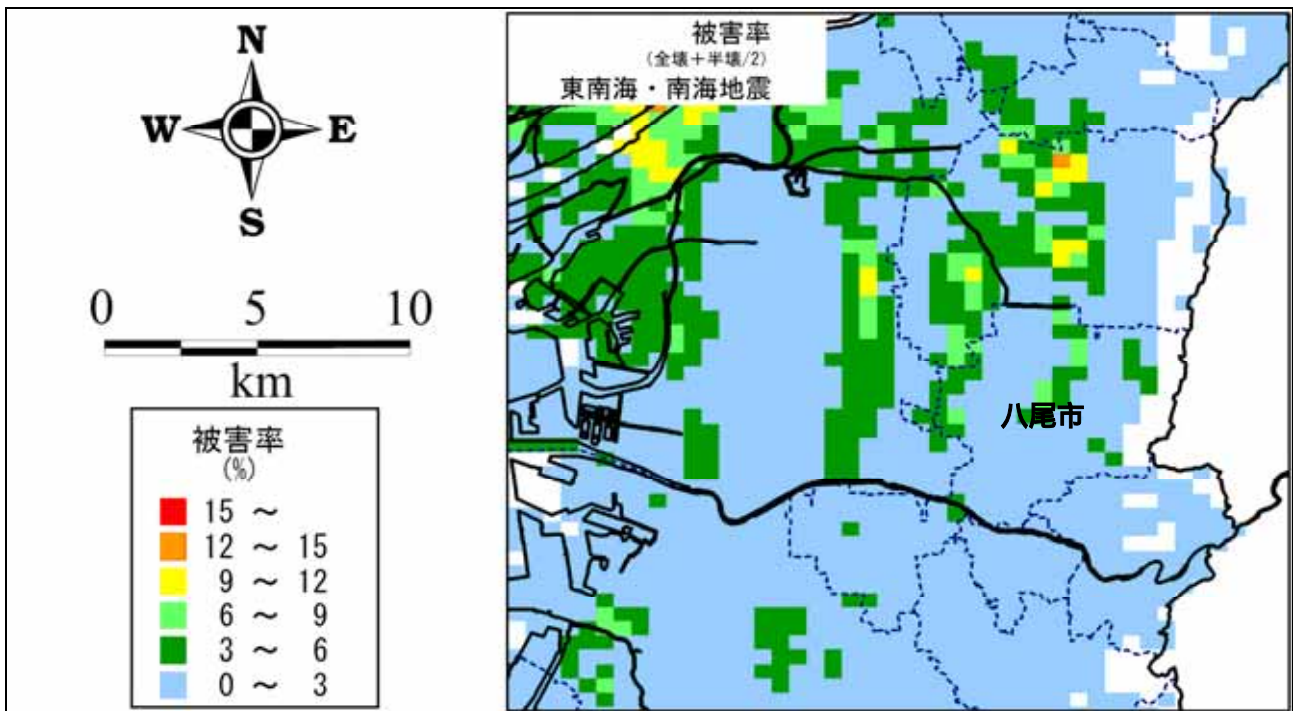
(「大阪府自然災害総合防災対策検討報告書」(平成 19 年 3 月)より)

全壊率



(「大阪府自然災害総合防災対策検討報告書」(平成19年3月)より)

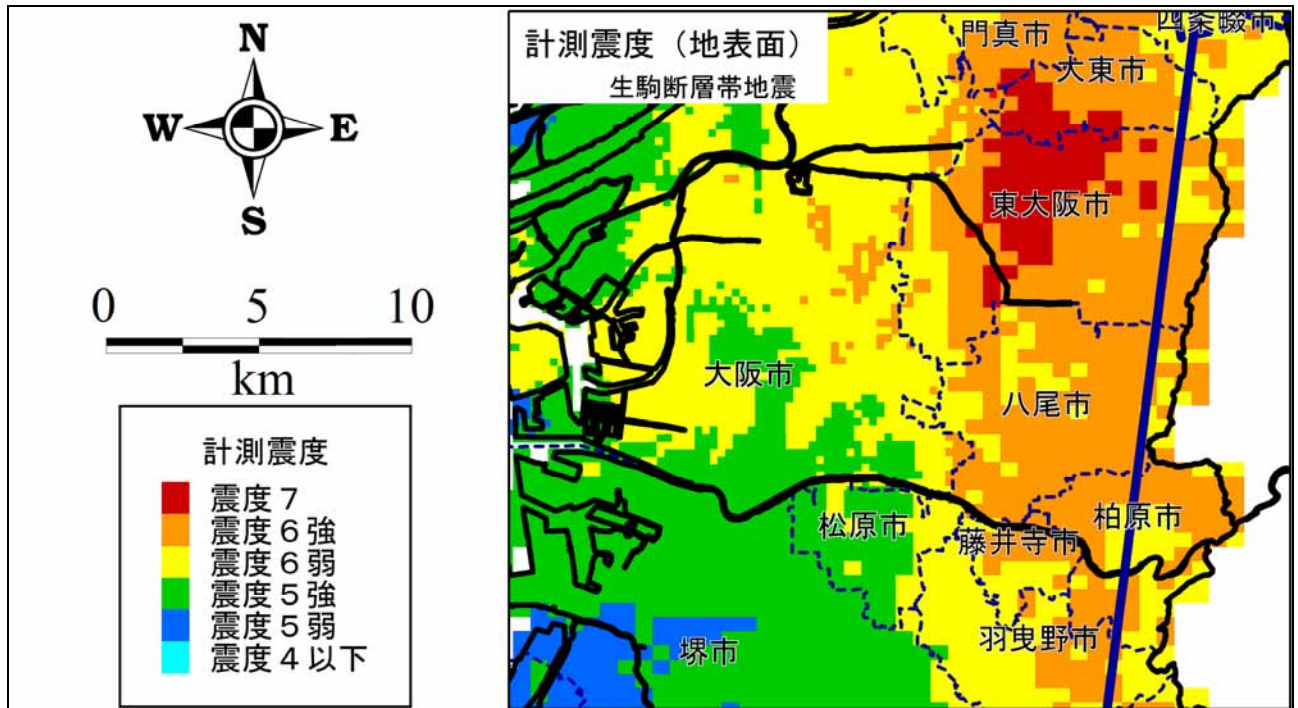
被害率



(「大阪府自然災害総合防災対策検討報告書」(平成19年3月)より)

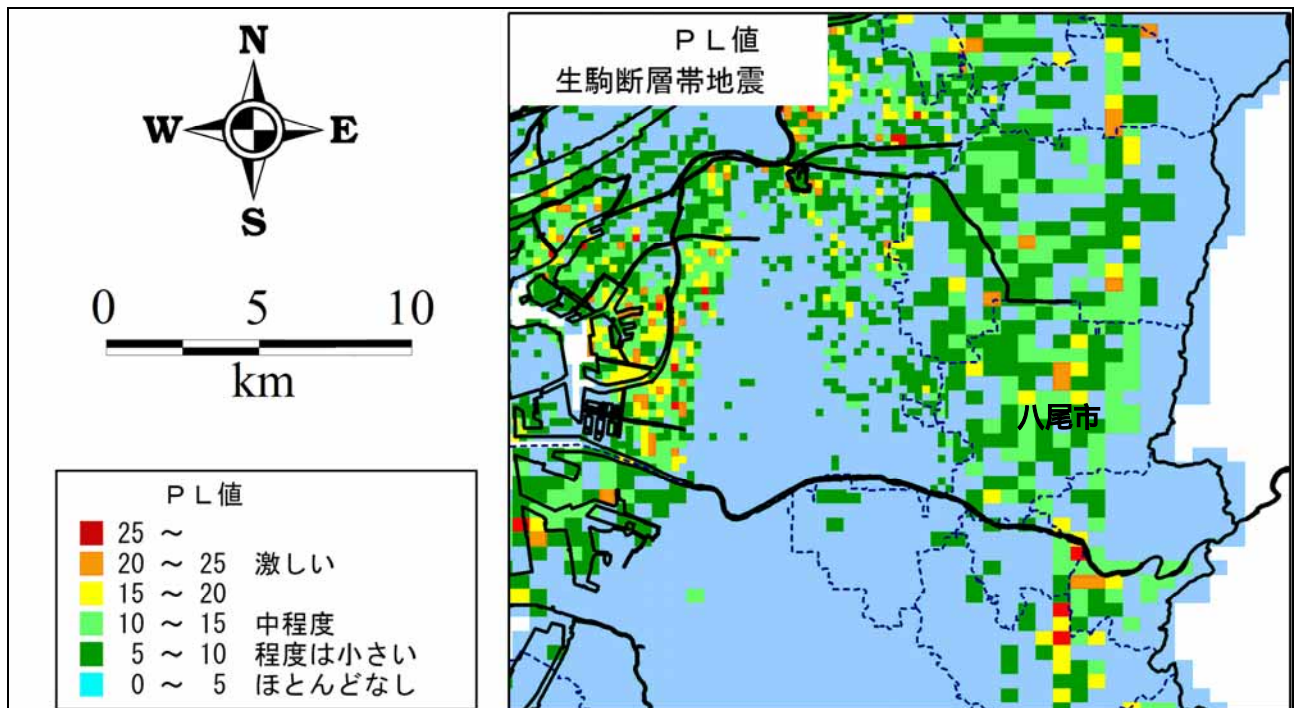
(2) 生駒断層帯地震

計測震度



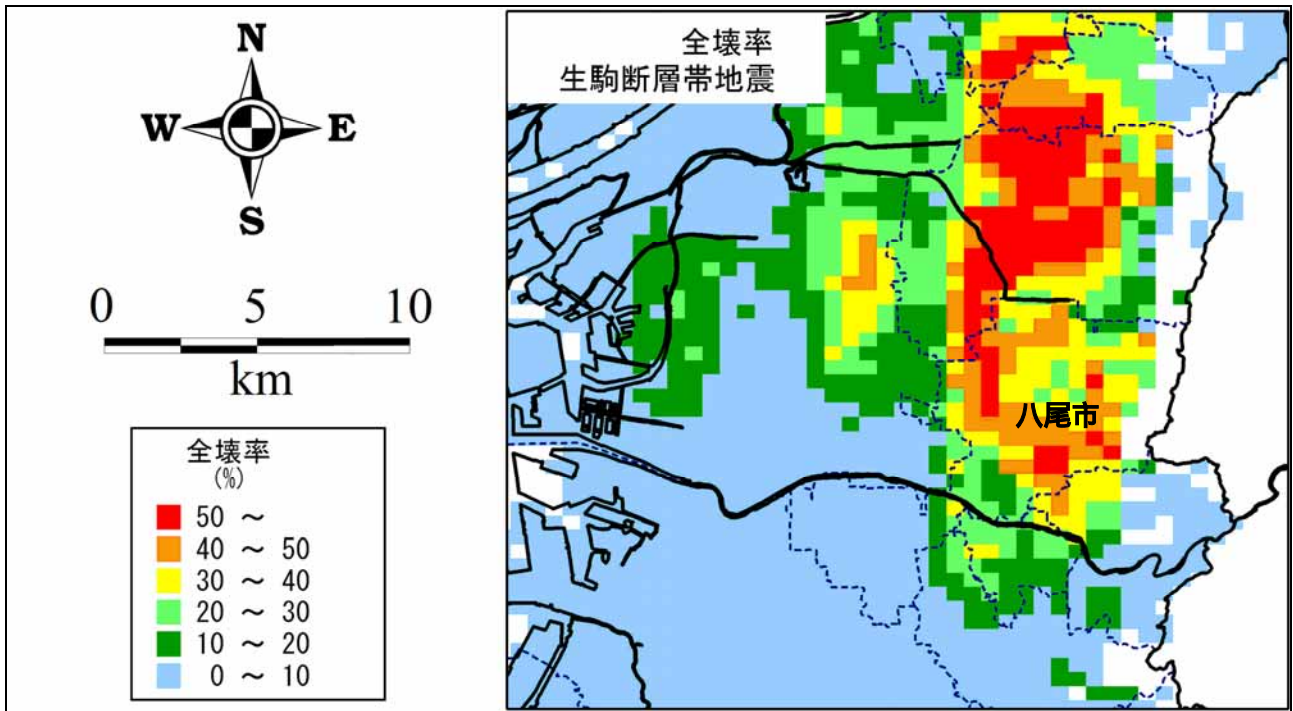
(「大阪府自然災害総合防災対策検討報告書」(平成 19 年 3 月)より)

液状化の状況



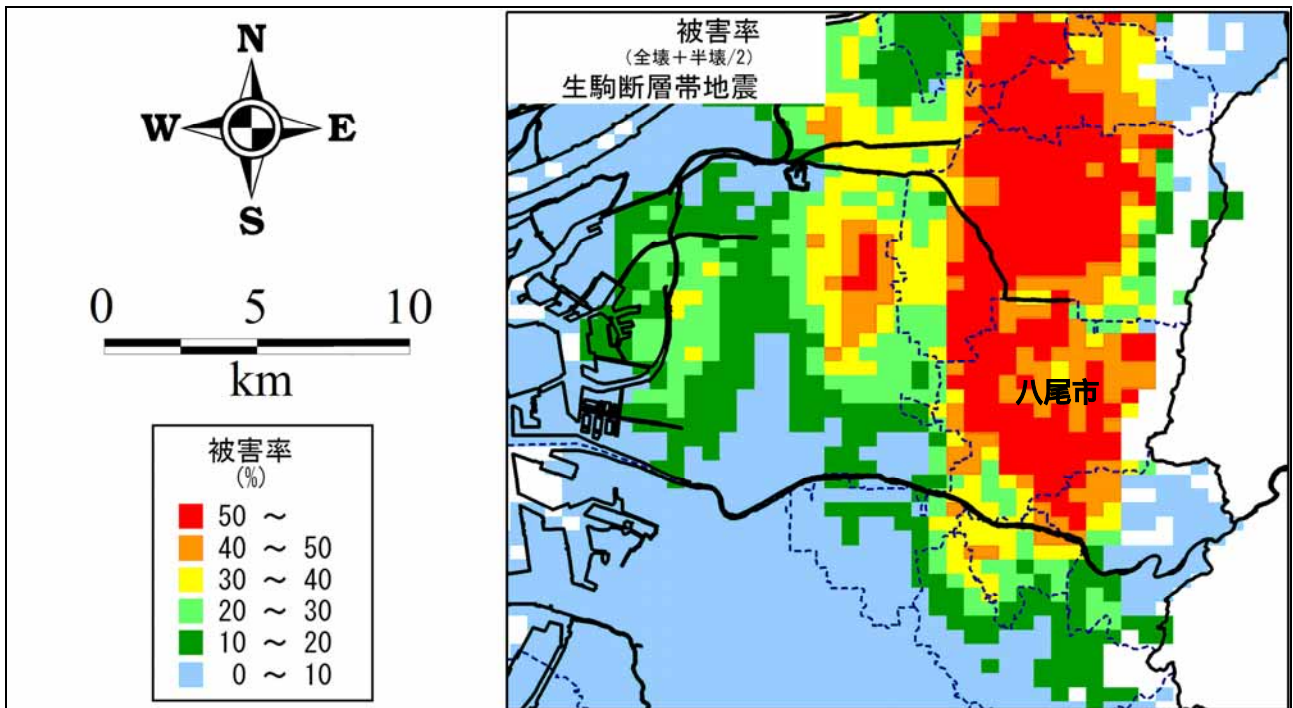
(「大阪府自然災害総合防災対策検討報告書」(平成 19 年 3 月)より)

全壊率



(「大阪府自然災害総合防災対策検討報告書」(平成19年3月)より)

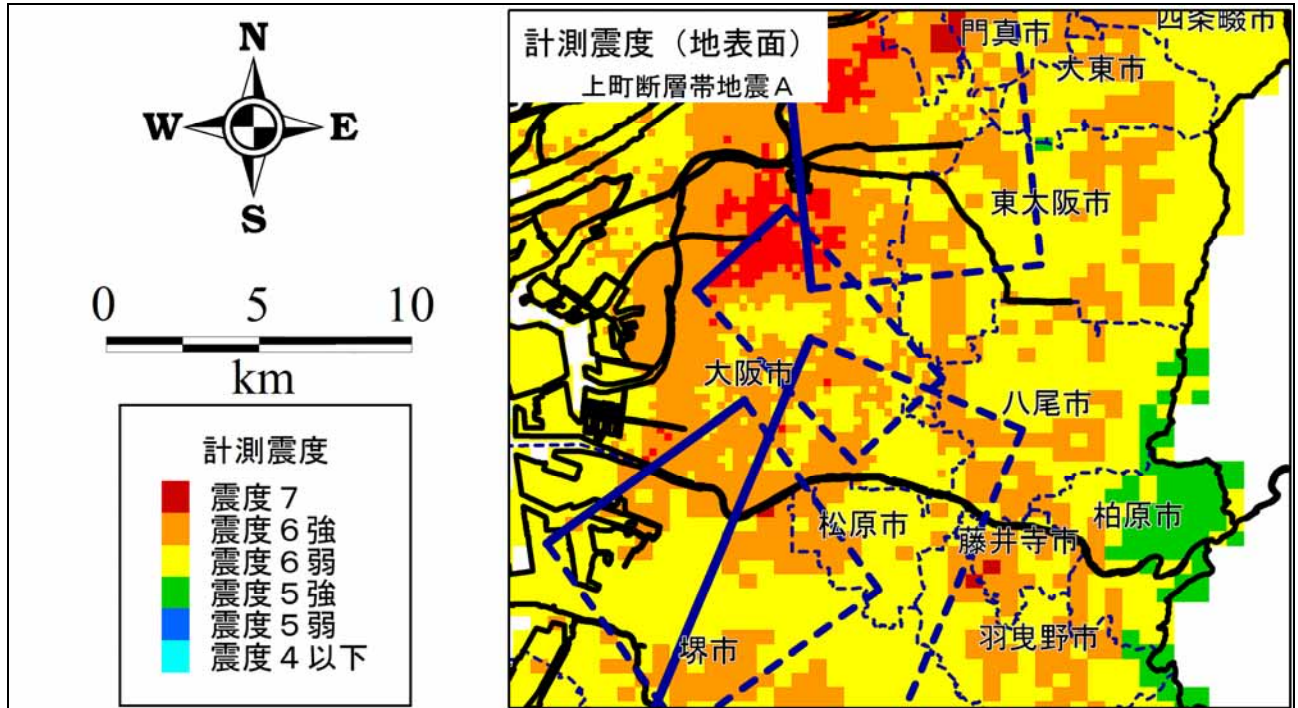
被害率



(「大阪府自然災害総合防災対策検討報告書」(平成19年3月)より)

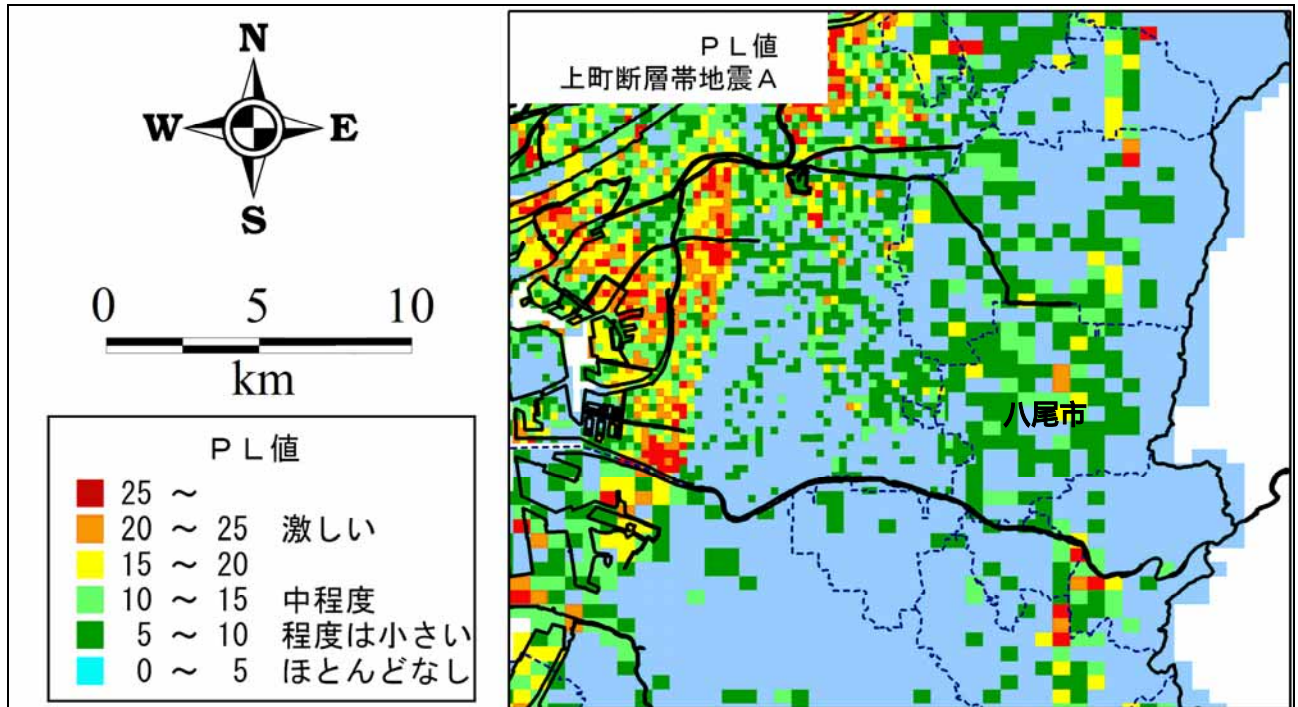
(3) 上町断層帯地震

計測震度



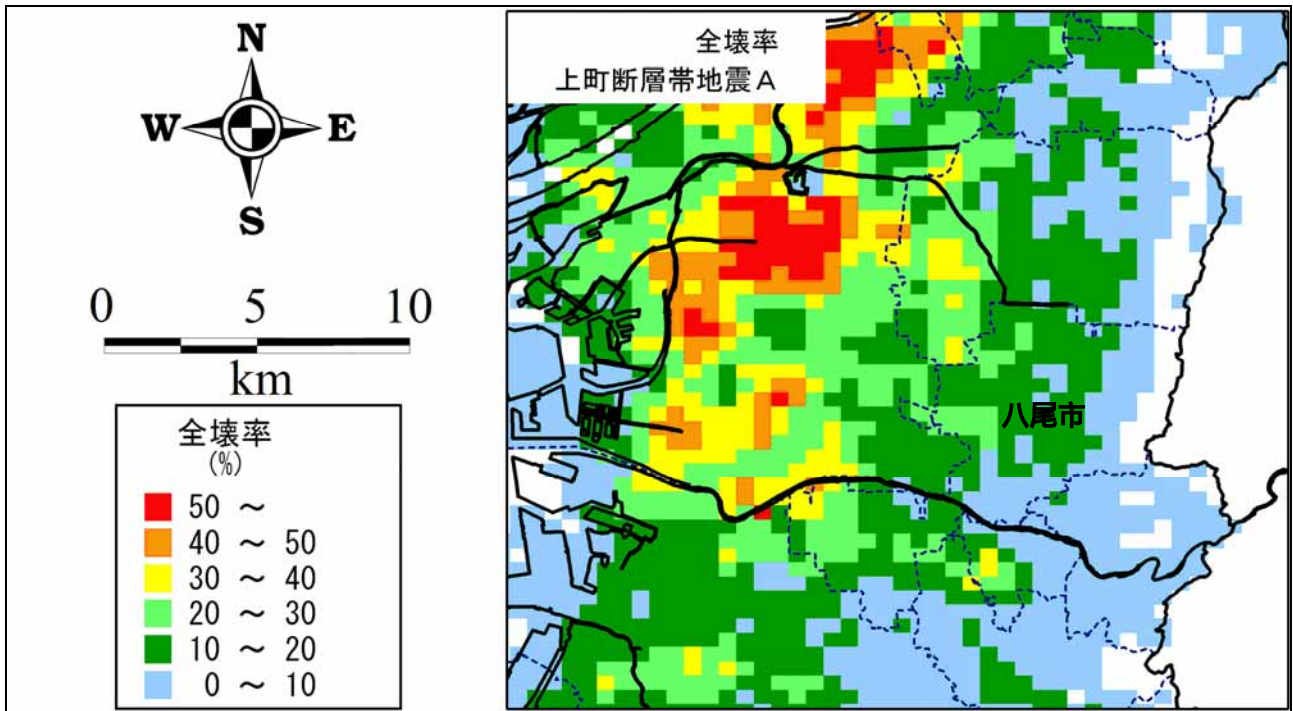
(「大阪府自然災害総合防災対策検討報告書」(平成 19 年 3 月)より)

液状化の状況



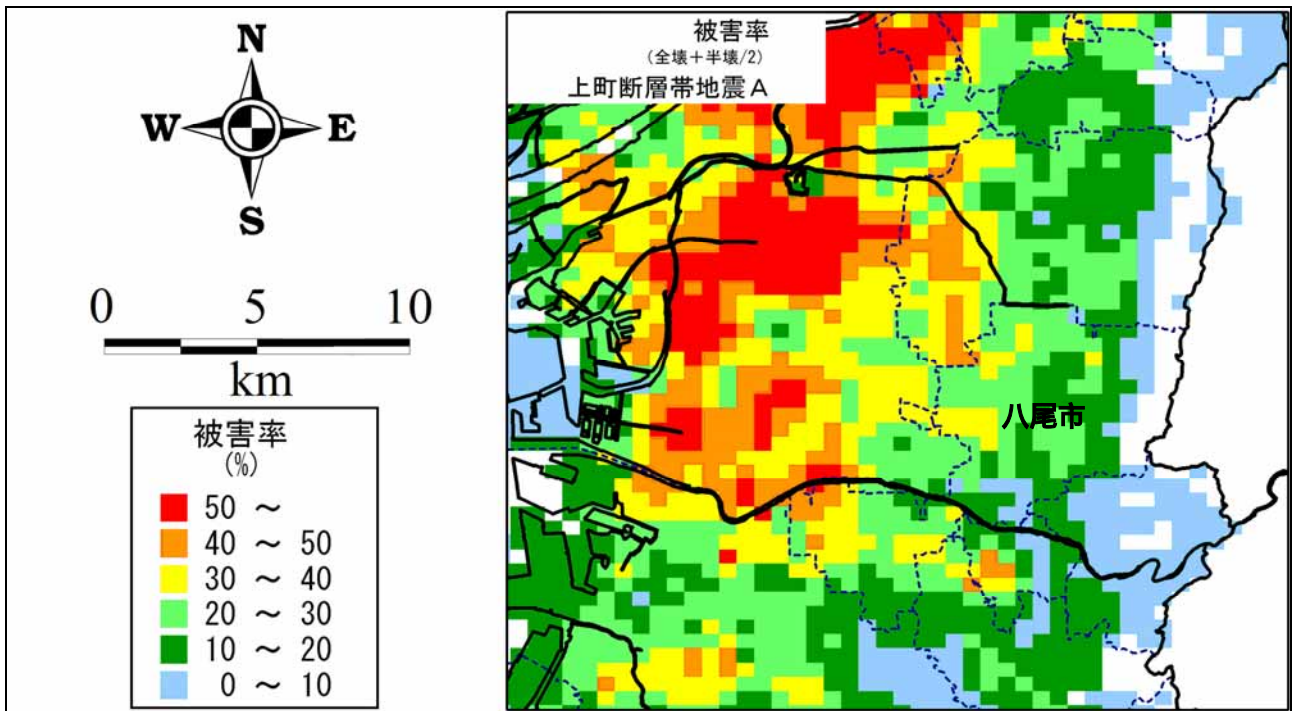
(「大阪府自然災害総合防災対策検討報告書」(平成 19 年 3 月)より)

全壊率



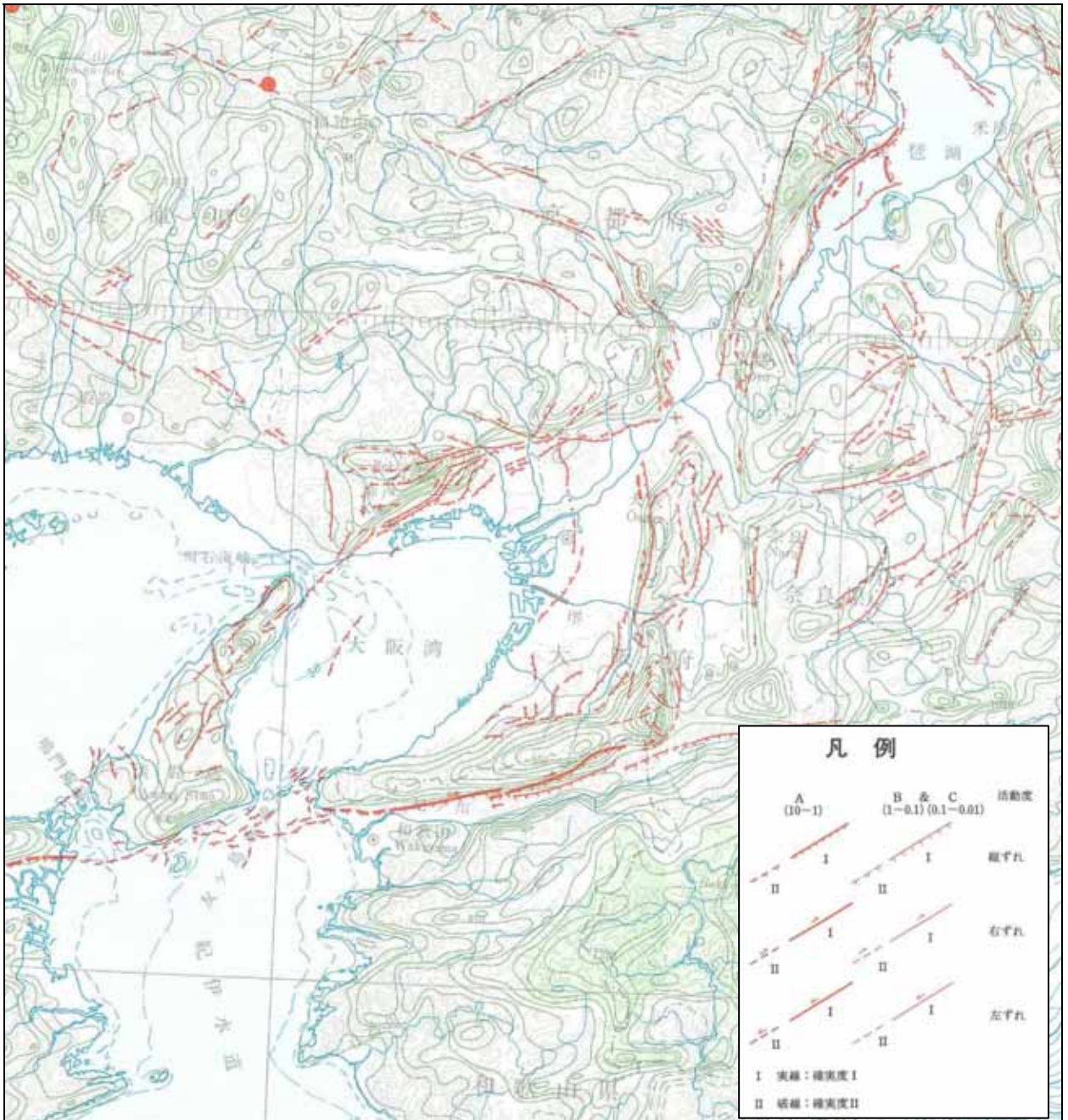
(「大阪府自然災害総合防災対策検討報告書」(平成 19 年 3 月)より)

被害率



(「大阪府自然災害総合防災対策検討報告書」(平成 19 年 3 月)より)

## 5. 近畿圏(大阪府周辺)の活断層図



出典：新編 日本の活断層（東京大学出版会）

なお、最新のデータは、地震調査研究推進本部 HP (<http://www.jishin.go.jp/main/>) より「地震ハザードステーション (<http://www.j-shis.bosai.go.jp/>)」をご覧ください。

## 6. 特定建築物の耐震診断結果による耐震性を満たす割合

昭和 56 年以前の特定建築物における耐震性の有無の算定根拠

特定建築物の耐震診断結果による耐震性を満たす割合 (S56以前)

用 途	調査対象	耐震診断 実施数	要改修 判定数	耐震改修 実施済数	耐震性を満 たす割合 [a]= $\frac{(\text{耐震性を満たす数})}{(\text{調査対象数})}$
学校	540	127	100	19	36.22%
病院、診療所	418	68	33	8	63.24%
百貨店、マーケット、物販店	477	67	35	4	53.73%
ホテル、旅館	411	24	8	4	83.33%
共同住宅(賃貸+分譲)、寄宿舍	-	-	-	-	42.00%
事務所	2,122	439	252	75	59.68%
老人ホーム等	86	13	12	1	15.38%
工場	1,028	140	62	29	76.43%
その他	1,525	253	132	38	62.85%
合計 (S56以前)	13,075	1,574	798	232	64.04%

大阪府アンケート報告書H17.3による  
(H7～H17にわたる調査)

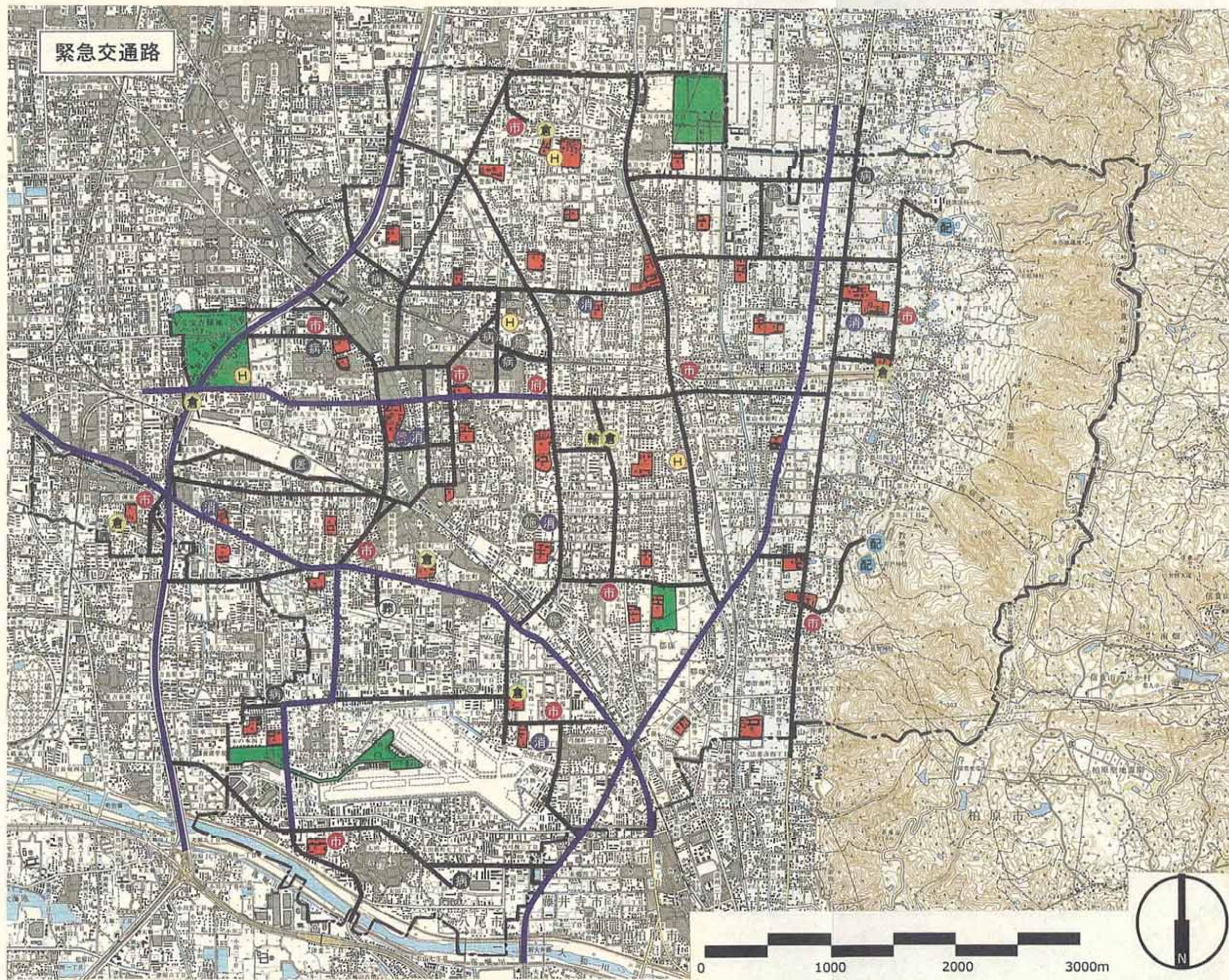
- ・耐震性を満たす割合[a]は、大阪府の特定建築物等耐震診断・改修進行管理業務(H16年)におけるアンケート結果により算出
- 共同住宅、寄宿舍の耐震性を満たす割合[a]は、国土交通省「耐震診断・改修の状況調査」に基づく値

## 7. 緊急交通路

### 広域緊急交通路及び地域緊急交通路

	路 線 名	区 間
広域 緊急 交通路	近畿自動車道	全線
	大阪中央環状線	池田市～堺市
	170号	高槻市～泉佐野市
	25号	柏原市～梅田新道
	旧大阪中央環状線	太子堂（R25）～八尾空港
	大阪港八尾線	八尾土木事務所（府民センター）～神武町（中環）
地 域 緊 急 交 通 路	国道 旧170号	楽音寺（東大阪市境）～南高安出張所～神宮寺（柏原市境）
	府道 大阪港八尾線	府民センター～服部川（旧170号）
	府道 八尾枚方線	幸町（東大阪市境）～宮町（旧中環）
	府道 八尾道明寺線	新家町（中環）～相生町（R25）～志紀出張所～弓削町南（外環）
	府道 八尾茨木線	山本町北（東大阪市境）～山本出張所～柏村町（外環）
	府道 旧大阪中央環状線	佐堂町（中環）～竜華出張所～八尾空港～大正橋（藤井寺市境）
	府道 大阪八尾線	東久宝寺（中環）～久宝寺（旧中環）
	市道 若林沼線	若林町（中環）～大正出張所～沼
	市道 木ノ本田井中線	木の本（旧中環）～田井中（八尾道明寺線）
	府道 柏村南本町線	八尾木（八尾道明寺線）～曙川出張所～柏村町（八尾茨木線）
	市道 楠根上尾線	山本町北（八尾茨木線）～外環～楽音寺（旧170号）
	市道 高安第66号線	
	市道 上之島大竹線 市道 高安第3号線 市道 高安第68号線	
	市道 弥刀上之島線	宮町（旧中環）～山本町北（八尾茨木線）
	府道 近鉄八尾停車場線	本町（近鉄八尾駅）～本町（市役所）～陽光園（安中小）～安中町（八尾停車場線） 高町（八尾警察署）～光南町（西郷植松線）
	市道 八尾第400号線	
	市道 八尾第238号線	
	市道 西郷植松線	
	市道 八尾第241号線	
	市道 八尾第470号線	本町（市役所）～本町（八尾枚方線）
	市道 八尾第401号線 市道 八尾第184号線	光町（弥刀上之島線）～南本町（大阪港八尾線）
	市道 太子堂長吉線	太子堂（R25）～跡部南の町（至中環）
	府道 八尾停車場線 市道 竜華第45号線 市道 竜華第16号線 市道 竜華第166号線 市道 竜華第98号線	亀井町（中環）～安中町（JR八尾駅）～光南町（水道局）

	路線名	区間
地域 緊急 交通 路	市道 八尾第 519 号線	青山町（八尾道明寺線）～青山町（総合体育館）
	市道 山本第 403 号線	小阪合町（大阪港八尾線）～八尾木（柏村南本町線）
	市道 山本第 404 号線	
	市道 曙川第 177 号線	
	市道 曙川第 188 号線	
	市道 竜華第 135 号線	南植松町（R25）～竜華火葬場
	市道 久宝寺第 13 号線	西久宝寺（中環）～久宝寺出張所～久宝寺（大阪八尾線）
	市道 東高安中線	恩智中町（旧 170 号）～垣内（低区配水池）
	市道 高安第 3 号線	服部川（外環）～高安出張所～水越
	市道 高安第 18 号線	
	市道 高安第 22 号線	
	市道 山本第 67 号線	福栄町（楠根上尾線）～上之島大竹北（上之島大竹線）
	市道 志紀第 22 号線	志紀町（R25）～志紀町西（八尾道明寺線）
	市道 南高安第 118 号線	垣内（外環）～恩智北町（旧 170 号）
	市道 西郡第 30 号線	幸町（八尾枚方線）～高砂町（八尾茨木線）
	市道 八尾西郡線	幸町（八尾枚方線）～西郡出張所
市道 西郡第 14 号線		
府道 住吉八尾線	竹湊東（R25）～竹湊出張所～竹湊東（大阪市境）	
市道 竜華第 3 号線		
市道 竜華第 16 号線	植松町（JR 渋川踏切）～北亀井町西（大阪中央環状線）	
市道 竜華第 367 号線		



	広域緊急交通路
	地域緊急交通路
	広域避難地
	指定避難所
	市役所・出張所
	消防署・分署・出張所
	警察署
	府民センター
	市災害医療センター
	協力病院
	市の主要施設
	配水池
	火葬場
	災害時用臨時ヘリポート
	輸送拠点
	備蓄倉庫

「この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を複製したものである。（承認番号 平10近複、第130号）」